

東根市教育等に関する施策の大綱（案）並びにパブリックコメント実施の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定する東根市教育等に関する施策の大綱は、令和8年度から令和12年度までの5年間を対象期間とし、社会情勢の目まぐるしい変化や複雑化する市民ニーズ、教育の現状と課題等に対応するため、本市の教育行政が目指すべき目標と将来像の実現に向けて策定を進めています。

この度、市民の皆さまから広く意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。

1. 意見を募集する計画

東根市教育等に関する施策の大綱（案）

2. 募集期間

令和8年2月17日(火)～令和8年3月10日(火)【必着】

3. 意見募集

①件名、②住所、③氏名、④ご意見を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。法人・団体の場合は、事務所所在地、名称、代表者氏名をご記入ください。

○郵送の場合／〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

　　東根市教育委員会管理課あてに郵送

○ファックスの場合／0237-43-1176 東根市教育委員会管理課あてに送信

○電子メールの場合／kyouiku@city.higashine.yamagata.jp

○持参の場合／東根市教育委員会管理課に提出

※様式は自由ですが、電話や匿名でのご意見はお受けできません。また、意見をいただける方は、本市の住民、市内に事業所等を有する個人・法人またはそれらの事業所に勤務する方とします。

4. 意見の取り扱い

いただいた意見は、東根市教育等に関する施策の大綱を策定するにあたり参考にさせていただくとともに、個人情報に関する事項(住所、氏名など)を除き、公表する場合がありますのでご了承願います。なお、いただいた意見に対する個別の回答は行いません。

5. 資料の公開場所

東根市役所情報公開コーナー(市役所1階)、東根市教育委員会管理課(市役所4階)、東根市のホームページで公開します。

6. 問い合わせ先

東根市教育委員会管理課 〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

Tel：0237-42-1111 Fax：0237-43-1176 E-mail：kyouiku@city.higashine.yamagata.jp